

特定国内種事業者

(特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行う者)

事業者番号	
氏名又は名称	
住所	
代表者(法人の場合)	

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に基づき、環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行うことができます。

譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

[illegible]